

道産建築材利用支援事業におけるQ&Aを作成しましたので、応募の際の参考にしてください

令和2年11月10日

1 事業の目的は？

当該事業は、道産木材を積極的に利用し、かつ波及効果の見込まれる住宅・民間施設へ支援することで、新型コロナ感染拡大の影響により落ち込んだ道産木材の需要喚起を図ることを目的としています。

2 他の補助事業との併用は可能ですか？

国費を財源としている補助金との併用はできません。
ただし、補助対象が異なる場合（木材の購入費以外の補助の場合）は併用できる場合があります。
詳しくは併用しようとする補助金の取扱機関または道木連までおたずねください。

3 すでに工事が始まっている建築物も対象になりますか？

令和2年10月2日以降に着手（工事の契約）したものであれば対象になります。

4 申請件数に上限はありますか？

申請件数に上限はありません。
ただし、多くの建築事業者の方に道産木材の利用に取り組んでいただきたいので、1申請者に補助金が集中することを防ぐため、1申請者が6件以上申請する場合、6件目以降の申請については、審査の際の配点が低くなります。
→→→ 道産建築材利用支援補助審査要領を参照

5 道産木材活用宣言とはどういうものですか？

建築事業者の方が、道産建築材を積極的に使っていくことを宣言するものです。
宣言の内容につきましては、建築事業者の方が道産木材を活用するにあたって目標とする内容（数量や割合など）を可能な範囲で記載してください。
宣言書については、令和3年度（2021年度）末まで北海道のホームページで公表する予定です。
また、宣言書は応募段階で提出していただきますので、交付対象とならなかった場合でも宣言書は公表されることをご承知願います。

6 住宅と非住宅で補助を受けるための条件に違いがありますか？

住宅と非住宅による事業内容の違いは次のとおりです。

- ・ 上限補助金額（住宅 100万円、非住宅200万円）
- ・ 優先採択項目（住宅 5項目、非住宅 7項目）
- ・ 北海道が作成する普及啓発用資料作成への協力（非住宅のみ）

7 事業の優先採択事項とは？

7-1 優先採択事項とはどのようなものですか？

限られた予算で効果的に事業目的を達成するため、申請内容を次の優先採択事項毎に採点し、合計点の上位のものから採択します。

優先採択事項

項目	住宅	非住宅
①道産木材の利用量が多い建築物	○	○
②道産木材の利用率が高い建築物	○	○
③木材加工に関する先進技術を活用した道産木材の構造部材を使用する建築物	○	○
④見学会を実施するなど、PR効果が高い建築物	○	○
⑤不特定多数の人が見学できるなど、波及効果の高い建築物	—	○
⑥工事完成後も道産木材の利用状況がわかる設計となっている建築物	—	○
⑦早期に工事が完了する建築物	○	○

7-2 「②道産木材の利用率」はどのように計算するのですか？

以下の計算式にあてはめて計算してください。（内外装材を除く）

$$\frac{\text{対象となる建築物に使用する道産木材の数量 (m3)}}{\text{対象となる建築物に使用する木材の数量 (m3)}} \times 100 = \text{道産木材の利用率 (\%)}$$

7-3 「②木材加工に関する先進技術を活用した道産木材」とは何ですか？

「CLT」「コアドライ」「高強度集成材」のほか、これまでに道内での利用実績の少ない先進技術により加工された道産木材製品が対象になります。

判断に迷う際は、個別にご相談ください。（その際は製品資料等をご提供ください）

7-4 「③道産木材のPR効果が高い建築物」とは何ですか？

補助対象となる建築物において、道産木材をPRする見学会（構造見学会や完成見学会など）を開催する場合やホームページ等でPRする場合は対象になります。

8 「その他の道産木材」とはどういったものが対象になりますか？

建築物に使用される構造材、造作材、羽柄材・下地材等に使用される製材等です。合板や集成材も対象になります。

判断に迷う際は、個別にご相談ください。（その際は製品資料等をご提供ください）

9 道産木材とそれ以外の木材等が混ざっている製品は補助対象になりますか？

<構造材等>（m3単位で補助するもの）

道産木材の数量分のみ補助対象になります。

道産木材とそれ以外のものとの明確な分割が難しい場合は、割合で按分するなどして算出してください。

<内外装材>（m2単位で補助するもの）

表面全体に道産木材を使用している製品の場合は補助対象になります。

表面全体に道産木材を使用していない製品の場合でも、道産木材を50%以上使用していれば補助対象になります。

10 建具などに道産木材を使用している場合は補助対象になりますか？

補助対象になります。

補助単価は「その他の道産木材」（21,200円/m³）が適用されます。

ただし、移動可能な家具（テーブル・イス・タンス等）や建築物と一体となっていない外構（ベンチ・木柵等）に使用される木材は対象になりません。

判断に迷う際はお問い合わせください。

11 店舗と住宅を兼用している建築物はどちらの事業の対象になりますか？

基本的には住宅の事業で申請してください。

ただし、店舗の割合が住宅よりも大きく、住宅で利用される木材分を設計書等できちんと除くことができる場合については、店舗分のみを非住宅の事業として申請することが可能です。

判断に迷う際はお問い合わせください。

12 モデルハウスは対象になりますか？

申請される建築事業者自身が施主となる建築物でも対象になります。

ただし、その場合、工事契約書に代わり工事を施工することを証明する書類（建築確認申請書等）が必要になります。

13 隣接する2棟の建物を補助対象にすることは可能ですか？

建築物単位での申請となりますので、別々に申請可能です。

ただし、同一区域内で主たる建築物に付属する建物（物置・車庫等）と判断される場合は、一体の申請とさせていただきます。

14 建築事業者が受け取った補助金は、建築事業者の収入にして良いのですか？

特に定めはありません。

ただし、施主の方には事業の内容を説明したうえで、申込同意書を記載していただくようお願いいたします。

15 施主の同意はなぜ必要なのですか？

施工者の方から事業の説明をしていただくことにより、施主の方にも道産木材を利用していることを認識していただきたいと考えているためです。

16 補助金交付申込書と実績報告書の内容が異なった場合はどうなりますか？

実績と申込時の内容が著しく異なる場合は、補助金交付決定後であっても補助金の減額や交付決定自体を取り消す場合があります。